

令和5年3月～5月 朝霞市開発事業等の手続き及び基準等に関する条例第13条に基づく説明資料 正誤表

訂正箇所	誤	正
11ページ (e)工事中の騒音・振動・ほこり等への対策について	・本工事の施工に際しては、低騒音低振動型の重機を使用し、騒音・振動の発生を抑制します。	・本工事の施工に際しては、低騒音 <b>又は</b> 低振動型の重機 <b>の使用等により</b> 、騒音・振動の発生を抑制します。

(資料の訂正理由)

本工事における根切り工事(土を掘る工事)の際に、低騒音低振動型の重機を手配することが困難であることが判明しました。そのため、低騒音型重機を使用するとともに、重機の移動速度を下げることや、重機の同時使用を避ける等の対応により、騒音・振動の発生を抑制します。

配布した資料につきましてはお詫びして訂正いたします。